

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則

平成11年12月1日
東京都規則第232号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第39条第13項の規定により、東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平14規則67・平26規則193・平28規則7・一部改正）

(審議会の意見聴取等)

第1条の2 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第26条の規定により審議会が実施機関（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）に意見を述べるができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合
- 二 実施機関（知事その他の執行機関に限る。次号において同じ。）が東京都個人情報の保護に関する条例第29条の4第2項の規定により事業者に対して勧告する場合
- 三 実施機関が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条の規定により知事その他の執行機関が行うこととされた同法第42条の規定による勧告又は命令をする場合
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める場合

（平16規則338・追加、平27規則203・一部改正、令2規則30・一部改正）

(委員)

第2条 審議会の委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(臨時委員)

第2条の2 条例第39条第7項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（平26規則193・追加、平28規則7・一部改正）

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平26規則193・平28規則7・一部改正）

(専門部会)

第5条 審議会は、条例第39条第1項及び第2項の規定により審議をし、又は実施機関に意見を述べるに当たって、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(平28規則7・一部改正)

(部会)

第6条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 第4条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「知事」とあり、及び同条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平14規則67・追加、平成26規則193・一部改正)

(専門調査員)

第7条 審議会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(平14規則67・旧第6条繰下)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化局において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、条例第39条第3項の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項に係る審議会の庶務は、総務局において処理する。

(平13規則124・一部改正、平14規則67・旧第7条繰下・一部改正、平19規則139・平22規則156・平26規則193・平28規則7・一部改正)

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平14規則67・旧第8条繰下)

附 則

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 東京都個人情報保護委員会規則（平成3年東京都規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月30日東京都規則第124号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日東京都規則第67号）

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成16年12月27日東京都規則第338号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日東京都規則第139号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月15日東京都規則第156号）

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則（平成26年12月26日東京都規則第193号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項については、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年10月5日)

附 則（平成27年12月24日東京都規則第203号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月10日東京都規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日東京都規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。